

昭和二十七年厚生省令第三十二号

母体保護法施行規則

優生保護法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三号）を次のように改正する。

第一章 不妊手術

（不妊手術の術式）

第一条 母体保護法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する不妊手術は、次に掲げる術式によるものとする。

- 一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやくし、結さつするものをいう。）
- 二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）
- 三 卵管圧ざ結さつ法（卵管の中央を引き上げ、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざし、結さつするものをいう。）
- 四 卵管角けい状切除法（卵管を結さつして切断し、卵管間質部をけい状に切除し、残存の卵管断端結さつ部をしよう膜で覆い縫合するものをいう。）
- 五 卵管切断法（卵管を結さつし、切断するものをいう。）
- 六 卵管切除法（卵管及び卵管間膜を結さつして切断し、卵管の一部又は全部を除去するものをいう。）
- 七 卵管焼しやく法（卵管を電気メス、レーザーメス、薬剤等で焼しやくし、閉鎖させるものをいう。）
- 八 卵管変位法（卵管を骨盤腹膜外に移動させ、固定するものをいう。）
- 九 卵管閉塞法（卵管又は卵管内くうを器具、薬剤等により閉塞させるものをいう。）

第二条から第七条まで 削除

第二章 母性保護

（指定医師の標識の交付）

第八条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

（指定の申請）

第九条 法第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師、保健師又は看護師の免許証の写又はこれに代るべき書面
- 二 法第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習（以下「認定講習」という。）を終了したことを証する書面

（指定証及び標識）

第十条 母体保護法施行令（以下「令」という。）第一条に規定する被指定者（法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）に交付する指定証及び標識の様式は、それぞれ別

記様式第九号及び第十号とする。

（名簿の記載事項）

第十一条 令第二条の規定により、名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 指定証番号及び指定年月日
- 二 本籍及び住所
- 三 氏名及び生年月日
- 四 助産師、保健師、看護師の別
- 五 認定講習の名称及び終了年月日
- 六 指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日
- 七 指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日

（指定証の訂正）

第十二条 被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。

（住所変更の届出）

第十三条 被指定者が住所を変更したときは、十日以内に新住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。

第十四条 都道府県知事は、令第四条第二項の規定により、住所を変更した被指定者に関する部分の写を送付したときは、令第二条に規定する名簿から当該部分を抹消しなければならない。

（指定証及び標識の再交付）

第十四条 被指定者は、指定証を損傷し、又は亡失したときはその旨を記し、損傷したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

2 令第一条第二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識を損傷し、又は亡失したときはその旨を記し、損傷したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。

3 指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

（指定の取消）

第十五条 被指定者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 被指定者が死亡し、又は失そう、宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の場合において被指定者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。
- 4 第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項又は法第三十九条第二項の規定により指定を取り消したときは、被指定者の名簿からその記載事項をまつ消するものとする。
- 6 法第三十九条第二項の規定により指定を取り消された者は、十日以内に指定証を都道府県知事に返納しなければならない。この場合において、その者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

（認定の申請）

第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 実施者の住所、氏名及び履歴（実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）
- 二 講習の名称
- 三 実施の場所
- 四 使用施設の概要
- 五 期間及び日程
- 六 受講者の受講資格及び定員
- 七 各授業科目の時間数
- 八 講師の氏名、履歴及び担当科目
- 九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 十 成績審査の方法
- 十一 経理に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項

（認定講習の認定基準）

第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、次のとおりとする。

- 一 受講資格は、助産師、保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所（これらの者が認定講習の実施者である場合に限る。）に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者であること。
- 二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。
- 四 講習に必要な施設及び設備を有していること。
- 五 運営の方法が適正であること。

（変更の届出）

第十八条 認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事に届け出なければならない。

（認定講習の終了を証する書面の交付）

第十九条 認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対して、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならない。

第二十条 削除

第三章 削除

第二十一条から第二十六条まで 削除

第四章 雑則

（法第二十五条の届出）

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四条第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。

（保健所長の経由）

第二十八条 令第七条第一項に規定する内閣府令で定める申請、届出その他の行為は、第九条、第十二条、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の申請、第十四条第三項の提出並びに第十三条第一項及び第十五条第二項の届出とする。

2 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める申請及び届出は、第十六条の申請及び第十八条の届出とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第三十条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一 申請者又は報告者の氏名

二 申請年月日又は報告年月日

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月一日から適用する。

附 則 (昭和二十八年一月五日厚生省令第六三三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

附 則 (昭和二十九年七月一日厚生省令第三四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年二月二十八日厚生省令第三二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年二月四日厚生省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一月一日厚生省令第四七号) 抄

1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和四十二年八月一日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年六月二一日厚生省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年二月一〇日厚生省令第五三三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年一〇月二二日厚生省令第六六号)

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年五月二六日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年八月三〇日厚生省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月二四日厚生省令第五二二号)

1 この省令は、平成六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成六年三月一四日厚生省令第九号)

この省令は、精神保健法等の一部を改正する法律の施行の日(平成六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成八年五月一六日厚生省令第三二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月六日厚生省令第五四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成八年九月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の別記様式第七号による標識は、第一条による改正後の別記様式第七号による標識とみなす。

3 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の別記様式第九号による指定証は、第一条による改正後の別記様式第九号による指定証とみなす。

附 則 (平成二十一年三月三十一日厚生省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十八日厚生省令第四五号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年十月二〇日厚生省令第二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二二日厚生労働省令第一四号)

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二〇年十一月二十八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

(母体保護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 整備法第四十二条第一項に規定する特例社団法人たる医師会は、母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、第六条の規定による改正前の別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

2 この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の別記様式第七号による標識及び前項の規定により交付する標識は、第六条の規定による改正後の別記様式第七号による標識とみなす。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二七日厚生労働省令第二二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

附 則 (令和元年六月二十八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年七月一日) から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第六三号)

1 (施行期日)
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年四月二十八日内閣府令第四六号)

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二十六日内閣府令第八六号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

別記様式第七号(第八条関係)

	105mm
55mm	母 体 保 護 法 指 定 医 師 公 益 社 団 法 人 都 道 府 県 医 師 会 名

別記様式第八号（第九条関係）

受胎調節実地指導員指定申請書

本籍

住所

氏名

年月日生

一、助産師、保健師又は看護師の別

一、認定講習の名称及び終了年月日

一、旧姓併記の希望の有無 有・無

旧姓

右により受胎調節実地指導の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年月日

氏名

都道府県知事 殿

別記様式第九号（第十条関係）

表

110mm	
年 月 日	〔助産師、保健師 又は看護師の別〕 氏名
母体保護法第十五条第一項の規定により指定を受けた者であることを証する。	
都道府県知事 印	
90mm	

裏

記載事項

備考 指定の申請時等に旧姓の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

別記様式第十号(一)(第十条関係)

	55mm
105mm	受胎調節実地指導員 都道府県名

別記様式第十号(二)(第十条関係)

	105mm
55mm	受胎調節実地指導員 都道府県名

別記様式第十二号(一)(第二十七条関係)

不妊手術実施報告書

令和 年 月 日

医師氏名 _____

_____ 知事殿

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

令和 年 月分不妊手術実施報告書を下記の通り提出する。

記

不妊手術実施報告票 枚

別記様式第十二号(二)(第二十七条関係)

不妊手術実施報告票

(令和 年 月 分)

作成年月日 令和 年 月 日

(1) 手術を受けた者の氏名		(2) 手術を受けた者の性別	男 女
(3) 手術を受けた者の居住地	都 郡 区 道 市 町 府 支庁 村 県	(4) 手術を受けた者の年齢	満 年
(5) 該当条文	1 3条1項1号 2 3条1項2号	(6) 手術を受けた理由	
(7) 手術を施した月日	月 日	(8) 手術の術式	
備考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと。
- 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
- 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事実、たとえば配偶者が子瘕のため生命に危険、本人が心疾患等を記入すること。
- 「手術の術式」欄には、実施した術式を、母体保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。

別記様式第十三号(一)(第二十七条関係)

人工妊娠中絶実施報告書

令和 年 月 日

指定医師名 _____

_____ 知事殿

病院又は診療所名 _____

病院又は診療所の所在地 _____

令和 年 月分人工妊娠中絶実施報告書を下記の通り提出する。

記

人工妊娠中絶実施報告票 枚

別記様式第十三号 (二) (第二十七条関係)

人工妊娠中絶実施報告票

(令和 年 月分)

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満 年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都 道 府 県 郡 市 支庁 区 町 村	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1 満7週以前 2 満8週～満11週 3 満12週～満15週 4 満16週～満19週 5 満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月 日	(6) 該当条文	1 14条1項1号 2 14条1項2号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由			
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有 無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有 無
(10) 人工妊娠中絶薬の投与の有無	有 無		
備考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとする。
- 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。

別表（第十七条関係）		科目	時間数備考
総論	九	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。	
受胎調節の基礎	五		
受胎調節の指導	一三		
実習	一〇	実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は三人に一個、モデルは三人に一人を基準とする。	
討論	二		
考查	一		
計	四〇		